山梨県民信用組合南西支店　磯部三恵子　1067992
ゆうちょ銀行　杉館　智貴　10790―26176171
ゆうちょ銀行　中村　定正　10380―15996531
ゆうちょ銀行　松波　雄大　10150―1728861
ゆうちょ銀行　山本　寿実　13130―17586101
横浜銀行大船支店　富岡　之次　1638516
横浜銀行鴨居駅前支店　山岸　竜樹　1512921
横浜銀行相模大野支店　平川　保　1710852
横浜銀行さがみ野支店　ポイントアフタープロモーション　1603134
横浜銀行さがみ野支店　渡邊　亮介　1547239
横浜銀行渋谷支店　島田　明則　1397915
横浜銀行新横浜支店　伊藤　宣隆　1596845
りそな銀行尼崎北支店　岡村　彩香　0055717
りそな銀行茨木西支店　原　正則　0068107
りそな銀行江坂支店　上床　綾花　0056183
りそな銀行上六支店　西川　裕美　0073669
りそな銀行札幌支店　伊藤　和彦　1528903
りそな銀行渋谷支店　小山　光男　2627168
りそな銀行新横浜支店　棚橋　恵　1446576
りそな銀行中野支店　原　浩幸　1652135

⑵　犯人らが被害者との通話に使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
080―3099―2482、080―3124―4653、080―3142―0142、080―3152―4174、080―3193―4306
080―3486―1218、080―3597―6680、080―3600―5035、090―1775―1395、090―2803―9756
090―2885―6984、090―6482―7833、090―6564―7566、090―6620―7874、090―6624―2282
090―6625―4221、090―6655―4152、090―6685―5045、090―8485―5661、090―8612―7197
090―9420―7336、090―9421―7320、090―9840―6715

⑶　主な犯行態様
親族（親族及び弁護士）になりすまし、被害者に電話をかけ、次のようなうそを言い、指定する銀行口座に現金を振り込ませてだまし取る。
ア　親族（長男、孫等）になりすまし、女の子に手を出してしまって、その子が子宮外妊娠してしまった。その子の親が怒ってお金を払わなければならなくなった。○○○万円払わないと裁判にすると言っている。
イ　前記ア同様、親族になりすましうそを言い、さらに①親族の弁護士になりすまし、○○○万円で示談したから、女の子の父親の口座に示談金を至急振り込んでください。②女の子の父親の弁護士になりすまし、振込金額は全部で○○○万円だから、すぐに銀行に行って○○○万円を用意してください。

5　開始決定の時における給付資金の額
金3,180万509円

6　支給申請期間
平成25年９月25日から同年11月25日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　横浜地方裁判所川崎支部
⑵　被告人氏名　ア　新津　豊　イ　大谷　真仁　ウ　佐藤　敬介　エ　佐藤　宏一　オ　高橋　航　カ　伊東　将
⑶　裁判年月日　ア　平成22年３月15日　イ　平成22年１月15日　ウ　平成22年１月15日　エ　平成21年７月７日　オ　平成21年12月22日　カ　平成21年11月13日
⑷　確定年月日　ア　平成22年５月27日　イ　平成22年９月28日　ウ　平成22年３月29日　エ　平成21年７月14日　オ　平成22年１月６日　カ　平成22年２月10日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
新津豊らが不特定多数者に電話をかけ、その親族等になりすまし、女性を妊娠させて訴えられているなどして示談金等が必要であるなどとうそを言い金員を詐取するに当たり、詐取金の帰属を仮装しようと企て、平成19年３月頃から平成20年５月12日頃までの間、前後56回にわたり、被害者33名をして、詐取金合計１億902万3,500円をいずれも借名口座である横浜市内の静岡銀行横浜支店に開設された伊藤宣隆名義の普通預金口座ほか41口座に振込入金させて預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒231―0021　横浜市中区日本大通９番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号　045―211―7629

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年９月25日
沖縄総合事務局長　河合　正保

1　処分をした年月日　平成25年８月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アイ・シー・ティー株式会社　中村　金夫　沖縄県浦添市内間３―24―１　国土交通大臣許可（般―22）第23806号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年９月25日
国土交通大臣　太田　昭宏

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成25年	ＣＫＴ―2013―９	牛久地区	デジタル	131枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2013―10	桶川地区	〃	70枚

備考　空中写真の刊行日　平成25年９月26日